

平成 30 年 8 月 31 日

各 位

仙台市青葉区一番町二丁目1番1号 株式会社 仙 台 銀 行

きらやか銀行共同開催「Tポイントキャンペーン」の実施について

株式会社仙台銀行(本店 仙台市 頭取 鈴木 隆)は、株式会社きらやか銀行(本店 山 形市 頭取 粟野 学)と共同で、平成30年9月3日(月)より「Tポイントキャンペーン」 を実施しますのでお知らせいたします。

記

1. Tポイントキャンペーン実施期間 平成30年9月3日(月)~平成30年11月30日(金)

2. ポイント付与内容

キャンペーン期間中は、通常ポイント(左表)に加えて、「給与振込指定契約」「投資信託購入」「個人ローン契約」の新規取引者にキャンペーンポイント(右表)を付与します。

No	通常ポイント 対象取引	ポイント数
1	普通預金口座開設	300pt
2	給与振込指定契約	400pt
3	年金振込指定契約	400pt
4	てまいらず契約	400pt



No	<u>キャンペーンポイント</u> 対象取引	ポイント数
1	給与振込指定契約 (純新規に限る)	500pt
2	投資信託新規購入 (10万円以上)	500pt
3	個人ローン新規契約 (30 万円以上)	500pt

3. 留意事項

- ①キャンペーンポイントは、平成31年3月に一括で付与します。
- ②「給与振込指定契約」は、キャンペーン期間内に申込を受付し、平成31年2月末日までに給与振込の実績があった場合にポイントを付与します。
- ③「個人ローン」は、フリーローン、カードローン、教育カードローン、マイカーローン、教育ローン、リフォームローンを対象とし、ATMカードローンは本キャンペーン対象外とします。申込時期にかかわらずキャンペーン期間内に実行し、返済に延滞がなく、キャンペーン終了時点のローン残高が30万円以上ある方を対象とします。なお、マイカーローン、教育ローン、リフォームローンについては、融資期間12ヶ月以上の方を対象とします。

※本キャンペーンの詳細につきましては、別添のパンフレットをご覧ください。 以上

本件に関する問合せ先 営業統括部営業企画課 柳町・板垣 電話番号 022-225-8741





期間中、通常ポイントに加え、Tポイントを

給与振込指定契約

※通常400ポイント



期間中、対象商品の新規ご購入・ご契約で、

投資信託新規購入 (10万円以上)

個人ローン新規契約 (30万円以上)



500ポイント

通常も対象商品の

新規・継続 お取引で貯まります!



普通預金口座開設で(※1)

300ポイント!

給与振込ご指定で

400ポイント!

年金振込ご指定で

400ポイント!

積立投資信託(てまいらず)ご購入で

400ポイント!

さらに継続取引していただくと毎月 0ポイント貯まります。

※1 既に仙台銀行に普通預金口座をお持ちの方は対象外となります。※2 普通預金口座開設に対する継続取引ポイントはありません。

Tポイントキャンペーンについて

[ポイント反映に関するご注意事項]

各対象商品・お手続きごとにTポイントが付与されます。反映日はそれぞれ異なる場合があります。本プログラムにより付与されたポイントはすべて「仙台銀行」と表示されます。ポイント履歴はTサイト[Tポイント/Tカード]でご確認いただけます。必ずTサイト[Tポイント/Tカード]またはTポイントアプリ等でご確認ください。Tサイト[Tポイント/Tカード]等でのポイント履歴の確認方法はTカードサポートセンター(http://tsite.jp/contact)にお問合せください。

●投資信託新規購入(10万円以上)

- ●個人のお客さまが対象となります。
- ●1ファンド10万円以上のご購入がTポイント付与対象となります。
- ●悠望プランと併用いただけます。
- ●キャンペーンの対象基準はお手続日をもって判断いたします。
- ●キャンペーン期間以前、または以降にご購入の投資信託については対象外となります。
- Tポイントは原則平成31年3月末までに付与します。
- ●本キャンペーンの投資信託新規購入に伴うTポイント付与は、お一人様につき1回限りかつ1契約のみとなります。

Tポイント申請の流れ

D

「仙台銀行」で検索

仙台銀行 検索

もしくは右のQRコードを読み込んで仙台銀行WEBサイトにアクセス!

https://www.sendaibank.co.jp/



Tポイントページへ リンクします。

2

WEBサイト内の

「Tポイントキャンペーン」バナーをクリック!



3

てポイントページの 「Tポイント申請はこちら」をクリック。

※別ウィンドウが開きます。※注意事項を必ずお読みください。



「申請フォーム」で必要事項を 記入いただき、「同意します」を チェックして「同意して次へ進む」を 押してください。



●個人ローン新規契約(30万円以上)

- ●キャンペーン終了時点の残高が30万円以上の個人ローン新規取引がTポイント付与対象となります。
- ●Tポイント付与の対象商品は以下の通りです。
- ①スーパーフリーローン ②ライフサポートローン ③スーパーカードローンエクセレント ④マイカーローン ⑤教育ローン ⑥教育カードローン ⑦リフォームローン ※ATMカードローンは対象外です。
- お申込み時期にかかわらずキャンペーン期間内にご契約された当該商品を対象とします(キャンペーン期間以前または以後にご契約されたご融資取引は対象外です)。
- ●連帯保証人の方はTポイント付与の対象外となります。
- ●Tポイントは原則平成31年3月末までに付与します。
- ●Tポイント付与時点において、ご返済に遅れがある場合は付与対象外となります。
- ●本キャンペーンの個人ローン新規契約に伴うTポイント付与は、お一人様につき1回限りかつ1契約のみとなります。
- ●マイカーローン、教育ローン、リフォームローンについては、融資期間12ヶ月以上の方が対象となります。



通常ポイントについて

●普通預金口座開設

- ●既に仙台銀行に普通預金口座をお持ちの方は対象外となります。
- ●新規ポイントはお1人様につき1回限りとします。
- ●ポイント申請は普通預金口座開設をいただいた月の翌月5日までにしてください。 それ以降に申請いただいた場合はポイント付与対象外となります。
- ●Tポイントは、原則Tポイント申請をいただいた翌月末までに付与します。

●給与振込ご指定

【新規ポイント】

- ●新たに当行へ給与振込指定をいただいた方、又は既にいただいている方で、Tポ イント申請月の翌月以降、当行で給与振込を確認できた方へポイントを付与します。
- ●新たに給与振込指定をいただいた方は、ポイント申請を給与振込指定をいただい た月の翌月5日までに申請してください。それ以降に申請いただいた場合はポイント 付与対象外となります。
- ●新規ポイントはお1人様につき1回限りとします。
- ●Tポイントは、原則Tポイント申請をいただいた翌月末までに付与します。

【継続ポイント】

- 継続して給与振込を指定していただいており、当行で給与振込を確認できた方へ ポイントを付与します。
- ●ポイント付与の判定は給与振込の有無とし、振込のなかった月には付与しません。
- ●継続ポイントの付与は、新規ポイント付与月の翌月以降に給与振込を確認できた 場合付与します。

【共通事項】

- 新規ポイントと継続ポイントは原則同時に付与されません。
- ●通帳の適用欄が「給与」となっていない給与振込の場合、Tポイントは付与されま せん(適用欄が、会社名となっている場合等)。

●年金振込ご指定

【新規ポイント】

- ●新たに公的年金等(以下、年金)の振込を当行へ指定いただいた方、又は既にい ただいている方で、Tポイント申請月の翌月以降、当行で年金振込を確認できた方 ヘポイントを付与します。
- ●新たに年金振込を指定いただいた方は、ポイント申請を年金指定いただいた月の 翌月5日までに申請してください。それ以降に申請した場合はポイント付与対象外
- ●新規ポイントはお1人様につき1回限りとします。
- ●Tポイントは、原則Tポイント申請をいただいた翌月末までに付与します。

【継続ポイント】

- ●継続して年金振込をご指定していただいている方へポイントを付与します。
- ●継続ポイントの付与は新規ポイント付与月の翌月以降に年金振込が確認できた 場合付与します。

【共通事項】

- ●新規ポイントと継続ポイントは原則同時に付与されません。
- ●年金の振込月によっては当行で年金振込の確認にずれが生じる場合があります。 その場合、Tポイント付与についても遅れる場合があります。
- ●お受け取りされている年金種類によっては付与されない場合があります。

●積立投資信託(てまいらず)ご購入。

【新規契約ポイント】

- ●新たに積立投資信託(てまいらず)を契約いただいた方、又は既にいただいている 方で、Tポイント申請月の翌月以降、買付を確認できた方へポイントを付与します。
- ●新たに当月1日~15日までに積立投資信託(てまいらず)を契約いただいた方は、 契約翌月末までにTポイントを付与します。
- ●新たに当月16日~末日までに積立投資信託(てまいらず)を契約いただいた方は、 <u>契約翌々月末まで</u>にTポイントを付与します。
- ●新たに積立投資信託(てまいらず)を契約いただいた方は、ポイント申請を契約い ただいた月の翌月5日までに申請してください。それ以降に申請した場合はポイント 付与対象外となります。
- ●既にご契約いただいている方はTポイント申請をいただき、かつ買付が確認できた 場合、Tポイント申請月の翌月末までにTポイントを付与します。
- ●新規ポイントはお1人様につき1回限りとします。

【継続ポイント】

- ●ポイント付与の判定は積立投資信託(てまいらず)の買付ベースとし、買付の無 かった月にはポイントを付与しません。
- ●継続ポイントの付与は新規ポイント付与の翌月以降に買付が確認できた場合、付 与します。

【共通事項】

- ●新規ポイントと継続ポイントは原則同時に付与されません。
- ●対象ファンドのマーケットの休場と重なった場合等、対象ファンドは買付不可となり、 ポイント付与が翌月以降にずれる可能性があります。

[投資信託のご注意事項]

【全般的事項】

- 投資信託は預金商品ではなく、当行は元本・分配金を保証しておりません。
- 当行でご購入いただいた投資信託は、預金保険および投資者保護基金の対象 ではありません。
- ●投資した資産の減少を含むリスクは、投資信託のご購入者に帰属します。
- ●投資信託の設定・運用は投資信託委託会社(運用会社)が行い、信託財産は 受託銀行で分別管理されます。
- ●投資信託のお取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるク-リングオフ)の適用はありません。

【投資信託の主なリスク】

- ①金利変動リスク/金利変動により保有する資産の価格が下落するリスクをいい ます。金利水準が上昇(低下)した場合には、一般的に債券価格は下落(上昇)し、 ファンドの基準価額の変動要因となります。
- ②為替変動リスク/為替変動により外貨建資産の円換算価値が下落するリスク をいいます。投資している国の通貨が円に対して強く(円安に)なればファンドの 基準価額の上昇要因となり、弱く(円高に)なればファンドの基準価額の下落要
- 因となります。 ③信用リスク/債券等を発行する国や企業が、財政難・経営不振・その他の理由によ り、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなるリスクをいいます。
- ④流動性リスク/債券等の売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売 却不能、あるいは売り供給がなく購入不可能となるリスクをいいます。
- ⑤カントリーリスク/投資先の国の政治・経済・社会情勢の混乱等によって、投資 資金の回収が困難となり、その影響によって価格が変動し損失が発生する可能 性があります。
- ⑥株価変動リスク/国内外の景気や経済、社会情勢の変化、投資先の企業の業 績により株価が上昇したり下落したりする可能性があります。
- ⑦指数との乖離リスク/主として配当金や信託報酬の費用負担、組入銘柄の選 定に伴う影響等により、基準価額と指数(日経平均株価等)の動きが乖離するリ スクをいいます。
- ⑧不動産投資信託証券の価格変動リスク/不動産投資信託証券の市場価格が 下落するリスクをいいます。経済、不動産市況、金利等様々な要因により投資信 託が組み入れている不動産投資信託(リート)の価格が下落した場合に、基準価 額が下落する可能性があります。
- ⑨投資対象国における税制変更に関するリスク/投資対象国の税制変更および 新たな税制の適用等が生じた場合、基準価額に影響を与える可能性があります。
- ⑩特定分野投資のリスク/金利および経済動向、法制度等の市場環境が、特定 分野(特定業種、特定規模の時価総額の銘柄等)に対して著しい影響を及ぼす ことがあります。
- ⑪資産配分リスク/複数資産への投資(資産配分)を行った場合で、投資成果の悪 い資産への配分が大きかったために投資全体の成果も悪くなってしまうリスクをいい ます。配分比率が高い資産の価値が下落した場合や、複数資産の価値が同時に 下落した場合には、ファンドの基準価額がより大きく下落する可能性があります。
- 12MLPの価格変動リスク/ファンドが実質的に投資するMLPは、主として天然資 源に関連する事業に投資するため、MLPの価格は、当該事業を取巻く環境・市 況の変化ならびに金利変動等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も 含む)等により、価格が下落することがあります。MLPに関する法制度(税制等) の変更により収益性が低下する場合、MLPの価格が下落することおよび分配金 が減少することがあります。

【投資信託に関する費用】

- ●投資信託には、購入・募集または換金時等に手数料がかかるものや、信託財産 留保額が控除されるものがあります。なお、信託報酬等の諸費用は、信託財産か ら支払われます
- ●投資信託に関する費用等は次のとおりとなります。(平成29年11月28日現在)

お申込手数料	基準価額に対して最大3.24%(税込)
信託報酬	純資産総額に対して最大年率2.16%(税込)
信託財産留保額	基準価額に対して最大0.50%
その他費用等	監査費用・組入有価証券の売買の際に発生する手数料等が ございます。なお、お客さまにご負担いただく費用等の合計額に ついては、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、 表示することができません。詳細は当該ファンドの投資信託説 明書(交付目論見書)をよくお読みください。

- ●投資信託の売却益については、復興特別所得税を付加した20.315%の税率 による申告分離課税が適用になります。(源泉徴収ありの特定口座を選択すると、 確定申告せずに納税を完了できます。)普通分配金については、20.315%の税 率による源泉徴収が行われ、申告不要を選択することができます。
- ●投資信託の購入を検討する際は、必ず最新の契約締結前交付書面(投資信託 説明書(交付目論見書)および目論見書補完書面(投資信託))をよくお読みに なり商品内容を確認のうえ、ご自身でご購入の判断をしてください。なお、契約締 結前交付書面は、当行の本支店の店頭にご用意しております。(東京支店を除く 全営業店にてお取扱いいたします。)

平成30年9月3日現在

【お問合せ】

<u>00</u> 0120-8643-3

お問合せ時間/午前9時~午後6時(土・日・祝日を除きます)

仙台銀行ホームページ https://www.sendaibank.co.jp/ 〒980-8656 仙台市青葉区一番町二丁目1-1

株式会社仙台銀行

登録金融機関:東北財務局長(登金)第16号 加入協会:日本証券業協会

仙台銀行